

## 江東区延長保育事業費補助要綱

平成11年3月9日

江厚保発第562号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区が、保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に伴う保育所の時間延長の需要に対応する延長保育事業を行う区内の認可民間保育所に補助を行うことにより、児童福祉の増進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この要綱による補助対象は、次の条件を満たす区内の認可民間保育所(以下「実施保育所」という。)とする。

- (1) 平均受託児童数 原則として1日当たり6名以上とする。ただし6名に達しない場合においてもその状況を考慮の上補助の対象とすることができる。
- (2) 実施期間 4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、江東区保育所条例(昭和36年3月江東区条例第9号)第8条に定める休日を除く。
- (3) 延長時間 11時間の開所時間の前後において、更に1時間以上の保育を実施する時間とする。
- (4) 保育料 区立保育所の延長保育料に準ずる。ただし、2時間延長保育料については、1時間延長保育料の2倍とする。
- (5) 事業の実施
  - ア 事業を担当する保育士を2名以上配置する。また、受託児童数に応じて適正な職員の配置を行う。
  - イ 受託児童に対して適宜間食等を提供する。
  - ウ 日々の受入れについて、需要に応じて弾力的に対応する。

(補助事業)

第3条 この要綱における補助事業は、実施保育所が行う延長保育事業に係る運営費とする。

(補助の決定)

第4条 実施保育所が、補助を受けようとする場合は、事前に江東区延長保育事業費補助申請書（別記第1号様式）により、受託児童数、事業計画等を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項により提出された書類を審査し、第2条の条件を満たすと認めるときには、速やかに補助を決定し、江東区延長保育事業費補助決定通知（別記第2号様式）により、申請した実施保育所に通知するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、延長保育事業にかかる経費として別表に定める常勤保育士及び非常勤保育士の雇用経費並びに受託児童数に応じた加算額（以下単に「加算額」という。）の合計額から加算額の合計額に100分の7を乗じて得た額（土曜日に開所していない実施保育所に限る。）及び実施保育所が受託児童の保護者から徴収した保育料を減じた額とし、予算の範囲内で交付する。

（請求の手続き）

第6条 実施保育所は、各月10日までに請求書（別記第3号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 前項の請求書には、各月の実績に基づき、江東区延長保育事業実施状況報告書（別記第4号様式）を添付するものとする。

3 補助金の交付を受けた実施保育所は、当該年度の実績を江東区延長保育事業実績報告書（別記第5号様式）により翌年度の4月28日までに区長に報告するものとする。

（遂行命令等）

第7条 区長は、第4条により補助金の交付を受けている実施保育所がこの要綱に従って事業を遂行していないと認めるときは、これを遂行するよう指示するものとする。

2 区長は、前項の指示に従わない実施保育所に対して、補助金の交付を一時停止することができる。

（目的外使途の禁止）

第8条 この要綱に定める事業の実施に要する経費について、実施保育所はこの要綱に定める目的以外に使用してはならない。

（経理）

第9条 この補助金の交付を受けた実施保育所は、この補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を作成し、保管しなければならない。

(調査指導等)

第10条 区長は、必要に応じてこの補助金の使途について調査指導し、報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表中の算定単価にかかる改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	算定単価		備考
	1時間延長	2時間以上延長時の1時間 当たり追加単価	
常勤保育士	457,330円	57,100円	処遇改善等加算の加算率基礎分 が12%以上の場合
	449,210円	56,100円	処遇改善等加算の加算率基礎分 が9%以上12%未満の場合
	441,090円	55,100円	処遇改善等加算の加算率基礎分 が6%以上9%未満の場合
	424,850円	53,100円	処遇改善等加算の加算率基礎分 が6%未満の場合
非常勤保育士	52,230円	6,500円	要非常勤保育士数1人当たり単 価
加算額	5,000円	600円	児童1人当たり単価

## 備考

- 1 算定単位は、月額とする。
- 2 常勤保育士の雇用経費は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）に基づく処遇改善等加算の加算率基礎分に応じた単価を適用するものとする。
- 3 加算額については、利用状況を考慮し、次の単価算出根拠により予算の範囲内で決定する（今年度の常勤保育士算定単価/前年の常勤保育士算定単価）。
- 4 2時間以上延長時の1時間当たり追加単価については、1時間延長単価を8で割り返した金額（100円未満切捨）を適用するものとする。
- 5 「要非常勤保育士数」の算出方法
  - (1) 各月の経理年齢別利用児童数により以下のとおり基礎数値を算出する。  

$$〔0歳児数〕 \times 3 + 〔1・2歳児数〕 \times 1.5 + 〔3歳以上児数〕 = \text{基礎数値}$$
  - (2) 基礎数値により以下のとおり要非常勤保育士数を算出する。
    - ア 基礎数値が16以上の場合  

$$(\text{基礎数値} - 15) \div 15 = \text{要非常勤保育士数} \text{ (小数点以下切上げ)}$$
    - イ 基礎数値が16未満の場合  
 要非常勤保育士数は1名とする。
  - (3) 各月の3歳未満児（経理年齢）の利用児童数が20人以上の場合には、要非常勤保育士数に更に1名を加えるものとする。
  - (4) 2時間以上延長を実施している場合は、追加時間1時間毎に(1)から(3)までの計算を行い、各追加時間の要非常勤保育士数を算出するものとする。

別記第1号様式（第4条関係）

江東区延長保育事業費補助申請書

年 月 日

江東区長殿

保育所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

本保育園は、 年度において、下記のとおり延長保育事業を実施いたしますので、当該事業にかかる運営費の補助を申請します。

記

- 1 受託予定児童数                    延 \_\_\_\_\_ 人
  
- 2 延長時間  
  (①または②に○)                    ① 1時間  
  ② 2時間
  
- 3 事業の実施方法                    (1) 受託児童は、保護者が長時間就労等の理由により、通常保育時間を超えて、保育を必要とする児童の中から、園長が定める。  
  (2) 当事業を実施するため、2人以上の保育士を配置する。  
  (3) 受託児童に対して、適宜、間食又は給食を提供する。  
  (4) 日々の受入れについて、需要に応じて弾力的に対応する。
  
- 4 保育料の徴収                      受託児童の保護者より、江東区の定めた延長保育料に準じた保育料を徴収する。

別記第2号様式（第4条関係）

第 号

年 月 日

殿

年 月 日付で申請のあった 年度江東区延長保育事業にかかる運営費について、下記のとおり補助を決定します。

江 東 区 長

記

1 補助金の交付

江東区延長保育事業費補助要綱第6条に定める手続きにより、保育所から提出される請求書（別記第3号様式）及び実施状況報告書（別記第4号様式）に基づき、補助金の交付を行うものとする。

2 その他

- (1) この補助金は、上記要綱に定める目的以外に使用してはならない。
- (2) 区長は、実施保育所が上記要綱に従って事業を遂行していないと認めるときは、これを遂行するように指示するものとし、その指示に従わない場合には、補助金の交付を一時停止することができる。
- (3) 区長は、必要に応じてこの補助金の使途について調査指導し、報告を求めることができる。

請 求 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

保育所名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ 印

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

年度 月分江東区延長保育事業補助金について上記金額を請求します。

内訳

基本単価(1時間延長事業)				2時間以上実施時追加金額(追加単価×時間数)				合 計 (①+②)
基本単価		内訳(①)	追加単価(1時間当り)		追加時間数	内訳(②)		
処遇改善等加算の 加算率基礎分	単価		処遇改善等加算の 加算率基礎分	単価				
常勤	12%以上	457,330円	常勤	12%以上	57,100円	( ) 時間	円	円
	9%以上12%未満	449,210円		9%以上12%未満	56,100円		円	円
	6%以上9%未満	441,090円		6%以上9%未満	55,100円		円	円
	6%未満	424,850円		6%未満	53,100円		円	円
要非常勤数1人当たり52,230円		= 円× 人	要非常勤数1人当たり6,500円		円× 人	= 円	円	
加算額 児童1人当たり5,000円		= 円× 人	加算額 児童1人当たり600円		円× 人× 時間	= 円	円	
小 計 A		円	小 計 B			円	合計 C(A+B)	円
						延長保育料	D	円
						*調整金額	E	円
						*差額清算	F	円
						請求額	G(C-D-E+F)	円

\* 1 土曜閉所園については、別途調整を行う。

\* 2 別添：差額精算内訳書

別記第4号様式（第6条関係）

江 東 区 延 長 保 育 事 業 実 施 状 況 報 告 書（ 年 度 月 分）

年 月 日

江 東 区 長 殿

保育所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2時間延長							
1時間延長							

	児童氏名	ふりがな	クラス年齢	延長時間数	階層	保育料	備考	第3子免除
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
合				計				

- ※ 0歳児から順に記載すること。
- ※ 延長時間数については、延長保育開始から60分までは1H、それ以降は2Hと記載すること。
- ※ 階層が未定の場合は、階層欄に階層未決定と記載すること。
- ※ 第3子免除に該当する場合は、第3子免除欄に○を記載すること。
- ※ 管外受託児については、備考に委託先を記入すること。

江 東 区 延 長 保 育 事 業 実 績 報 告 書 ( 年 度 )

江 東 区 長 殿

保育所名 \_\_\_\_\_

※第3子の延長保育料免除については、受託児童数欄に括弧書きで別掲してください。

階層	1時間延長児童			2時間延長児童			3時間以上延長児童数			
	受託児童数(人)	1人当たりの保育料(円)	徴収額(円)	受託児童数(人)	1人当たりの保育料(円)	徴収額(円)	受託児童数(人)	延長時間数(時間)	1人当たりの保育料(円)	徴収額(円)
A		0			0					
B 1		0			0					
B 2		200			400					
C 1～3		700			1,400					
D 1～3		1,000			2,000					
D 4	3歳未満児	1,800			3,600					
	3歳以上児	1,600			3,200					
D5	3歳未満児	2,200			4,400					
	3歳以上児	1,600			3,200					
D6	3歳未満児	2,500			5,000					
	3歳以上児	1,600			3,200					
D7	3歳未満児	2,700			5,400					
	3歳以上児	1,800			3,600					
D8	3歳未満児	2,900			5,800					
	3歳以上児	1,900			3,800					
D9	3歳未満児	3,200			6,400					
	3歳以上児	2,100			4,200					
D10	3歳未満児	3,400			6,800					
	3歳児	2,200			4,400					
	4歳以上児	2,100			4,200					
D11	3歳未満児	3,600			7,200					
	3歳児	2,400			4,800					
D12	3歳未満児	3,800			7,600					
	3歳児	2,500			5,000					
	4歳以上児	2,100			4,200					
D13	3歳未満児	4,000			8,000					
	3歳児	2,600			5,200					
	4歳以上児	2,100			4,200					
D14	3歳未満児	4,100			8,200					
	3歳児	2,600			5,200					
	4歳以上児	2,100			4,200					
小計	人(a)	円(A)		人(b)	円(B)	人(c)			円(C)	

階層	1時間延長児童			2時間延長児童			3時間以上延長児童数				
	受託児童数(人)	1人当たりの保育料(円)	徴収額(円)	受託児童数(人)	1人当たりの保育料(円)	徴収額(円)	受託児童数(人)	延長時間数(時間)	1人当たりの保育料(円)	徴収額(円)	
D15	3歳未満児	4,300			8,600						
	3歳児	2,600			5,200						
	4歳以上児	2,100			4,200						
D16	3歳未満児	4,500			9,000						
	3歳児	2,600			5,200						
	4歳以上児	2,100			4,200						
D17	3歳未満児	4,600			9,200						
	3歳児	2,600			5,200						
	4歳以上児	2,100			4,200						
D18	3歳未満児	5,000			10,000						
	3歳児	2,600			5,200						
	4歳以上児	2,100			4,200						
D19	3歳未満児	5,700			11,400						
	3歳児	2,600			5,200						
	4歳以上児	2,100			4,200						
D20	3歳未満児	6,200			12,400						
	3歳児	2,600			5,200						
	4歳以上児	2,100			4,200						
D21	3歳未満児	6,700			13,400						
	3歳児	2,600			5,200						
	4歳以上児	2,100			4,200						
D22	3歳未満児	7,000			14,000						
	3歳児	2,700			5,400						
	4歳以上児	2,200			4,400						
D23	3歳未満児	7,400			14,800						
	3歳児	2,700			5,400						
	4歳以上児	2,200			4,400						
D24	3歳未満児	7,700			15,400						
	3歳児	2,700			5,400						
	4歳以上児	2,200			4,400						
小計	人(d)	円(D)		人(e)	円(E)	人(f)			円(F)		
合計						人(a+b+c+d+e+f)	円(A+B+C+D+E+F)				